

秘密保護法で公安警察の暴走が始まる!

秘密保護法別表3号、4号は必要か?!

主催：明るい警察を実現する全国ネットワーク
 問合せ先：03(3353)3399（さくら通り法律事務所）

12月10日、公安警察が活動領域とする「スパイ活動」（別表3号）「テロリズム」（同4号）を極秘扱いする秘密保護法がスタートする。マスコミはこの法律について「取材の自由・報道の自由を損なう」と懸念を表明しているが、他方で、今年10月、警視庁公安部が、これまで1度も捜査・検挙されたことのない私戦予備・陰謀罪容疑でフリージャーナリスト宅を強制捜査したことについて、批判する報道はない。

「イスラム国」はどうなっているか。公安「捜査」に問題はないか。マスコミは秘密保護法に対峙しているか。秘密保護法別表3号・4号の必要性和危険性を考える。

日時：2014年12月6日（土）午後1時45分～4時45分

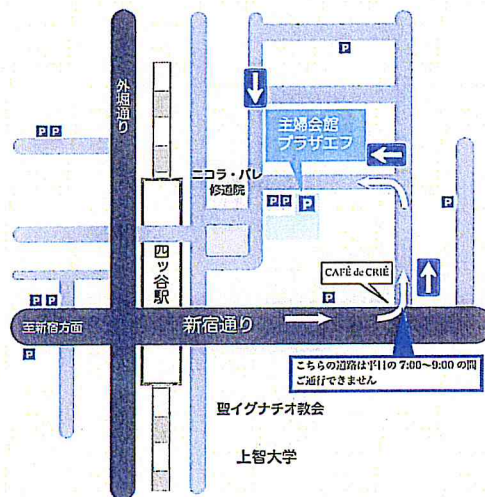
【開場】午後1時30分

場所：主婦会館（東京都千代田区六番町15）4階・シャトレ

※JR四ツ谷駅・麴町口前

【交通】JR四ツ谷駅徒歩1分，地下鉄丸の内線・四ツ谷駅徒歩3分

地下鉄南北線・四ツ谷駅徒歩3分



参加費：1000円（資料代）

内容：① 講演：「イスラム国」の実情と私戦予備・陰謀罪「捜査」

常岡浩介氏（フリージャーナリスト）

② 講演：次々と馬脚をあらわす公安警察

原田宏二氏（元北海道警察釧路方面本部長）

③ 討論：公安「捜査」と秘密保護法別表3号、4号

青木 理氏（フリージャーナリスト）

常岡浩介氏、原田宏二氏

明るい警察を実現する全国ネットワーク
2014年12月6日(土)用レジユメ



アサド政権の空軍基地に向けて迫撃砲を撃ち込もうとするイスラム国義勇兵



イスラム国に攻略されたアサド政権側タブカ空軍基地に残ったミグ戦闘機の残骸



イスラム国が「首都」とするラッカのシーア派聖廟。爆破されていた

<<経緯>>

2014年10月6日の午後4時過ぎ、26歳北大生の私戦予備陰謀事件に関する関係先として警視庁公安外事三課から家宅搜索されました。その際に、参考人として出頭要請がありました。違法捜査に協力できないとして、即、拒否しました。

家宅搜索では、ビデオカメラ、デジカメ、パソコン3台、ハードディスク3台、旅券、現金、外国紙幣、クレジットカード、名刺、スマートフォン、タブレット、携帯電話、メモリーカードなど合わせて62点を押収されました。

このうち、中国製タブレット端末一点だけが還付されず、「パスコードを教えないので、破壊して中身を調べる」と言われています。

その後、11月11日午後1時頃、携帯電話に公安外事三課から電話があり、「私戦予備陰謀で参考人から被疑者になった」と説明されました。「出頭を要請いたします」と言われました。その場で「弁護士と話し合っただけ」と答え、午後4時頃再び、外事三課から電話があった際に、「違法捜査に協力できない」として、要請を拒否する由を伝えました。

<<主張>>

今回、外事三課は、こちらの「取材妨害である」という抗議に一切耳を貸さず、事件に直接関係のない過去の取材データなどが入ったハードディスクやコンピュータなどを洗いざらい持ち去り、私の取材記者としての「取材源の秘匿」という義務を履行不能に追い込みました。

取材源秘匿の原則を一切尊重しない官憲に対して協力することは、取材対象者に対する背信行為となるので、記者が最低限守るべきモラルに反します。一般人が取り調べに協力するのは構わないと思いますが、記者として仕事をしている以上、道義的に協力はできません。本件の私戦予備陰謀については、法が想定している「予備行為」とは武器を集めることであったり、「私的に外国を攻撃する」とは、薩長時代に薩摩藩が独自に英国と交戦した事例などを想定しているといわれており、「学生が航空券を買った」という事実を当て嵌めるには荒唐無稽にもほどがあります。法の運用を国会、政府の手続きを経ることもなく公安警察が恣意的に変更することは日本の法治主義の破壊です。

この法が制定されて100年以上が経過していますが、過去に日本人が外国で義勇兵になったり、傭兵として活動した例は枚挙に暇がないにも関わらず、いずれも93条は適用されていません。北大生のケースでだけ適用することは法の下での平等を踏みにじることになります。北大生は私のインタビューに対して、イスラム国にも、シリアにも、宗教としてのイスラムにも、イスラム国のカリフ制思想にも関心がないことを明らかにしています。彼はTwitterなどで自分の考えや心情を明らかにしていますが、そこでもシリアの事情への関心も共感も一切表していません。さらに、自分のパスポートを友人が持ち去ったことに関して、自分で警察に通報し、自分たちがイスラム国行きを計画していたと警察に知らせるように仕向けています。北大生は自分で周囲にイスラム国で戦うと公言しながら、その実、イスラム国へゆく意志はなかったのです。幼稚な手段で、自分の引っ込みのつかない行動を誰かに止めてもらいたかったのです。

航空券を買う際にクレジットカードで決済をしたのは間違いなく私ですが、北大生に同行取材をするには同じ便を確保するしかなく、出発まで日程が迫っていて、残っている席が数時

間で売り切れている状況であったため、私が三人分まとめて決済する必要に迫られていました。決済した数時間後には本人たちから代金の返済を受けています。報道倫理からも、法的にも、問題のないケースです。百万歩譲って北大生に対して私戦予備陰謀が成立するとしても、私の行為は単純な取材準備であって、私戦予備ではありません。

今回、私から事情聴取をするまでもなく、これらの事実はすでに警察にとって既知のことです。つまり、北大生に私戦予備陰謀の嫌疑がないこと、起訴が不能であることは分かった上で、それでも9月24日に国連安保理で決議された「イスラム国への義勇兵流入阻止の義務」を果たしたかのように偽装するため、存在しない事件を存在したかのようにでっち上げたのです。

さらに、私と中田考・元教授がイスラム国と連絡を取り、訪問を受け容れられていることを知って、私たちの持っている情報を家宅搜索・押収によって、奪いたかったのです。

これらは、憲法21条の国民の言論、表現の自由を踏みじめる明白な違法捜査です。

細かいことを付け加えると、外事三課は我が家での家宅搜索の際、私に対して、「カメラなどを隠していないか」として、捜査員数人係で私を押さえつけ、私の意に反して身体検査をしました。家宅搜索令状はあっても、私の身体検査をする権限は与えられておらず、これも違法です。

また、私が裁判所に提出した準抗告に対する裁判所からの決定で明らかになったこととして、警察が裁判所に提出した「記録」では私が家宅搜索と証拠品の押収に関して「特に抗議をしていない」などと嘘を報告し、裁判所を騙していました。私は家宅搜索そのものにも、押収品の一点、一点についても、「それは刑事事件捜査ではなく、取材妨害だ」「違法捜査だ」「それは事件に関係がなく、押収は違法だ」と明確に抗議しています。抗議を録音、録画などすることを強制的に妨害、阻止したのも外事三課です。警察が自分たちの違法行為を逐次証拠隠滅しているのです。

ところで、「私戦予備陰謀」は国家に対する犯罪ですから、その犯罪を今まさにおこなった犯罪者がいるならば、逮捕すべきです。ところが、今日(11月30日)現在、私だけでなく、北大生ですら逮捕されていません。なぜ、逮捕しないのでしょうか？

私は家宅搜索が入った直後、押収されたAndroid端末を遠隔操作して初期化しました。また、イスラム国の友人たちに連絡を取って、使っている携帯電話やFacebookのアカウントなど、連絡手段を破棄するように伝えました。明白な証拠隠滅です。証拠隠滅はそれ自体が犯罪です。さらに、講演などの機会を得ては、「取材源秘匿ができない以上、海外に拠点を移す必要に迫られている」として、海外亡命の意志まで表明しています。証拠隠滅と逃亡の恐れがある「被疑者」が、さらに出頭命令まで拒否しているのに、なぜ逮捕しないのでしょうか？

私戦予備陰謀なる犯罪が本当にあったのなら、当然逮捕されるはずですが、これは、警察自身が、自分たちがやっている虚偽の捜査を自覚していることを意味します。

彼らは、この件で仮に私たちを逮捕したとしても、起訴できないことをよく知っています。だから、検察のゴーサインが出るまでは逮捕できずにいるのです。彼ら自身が責任を追及されることを恐れているからです。

今回の私への家宅搜索を含む強制捜査と、それを含む北大生らについての「私戦予備陰謀事件」について、私は「事件はあったが、北大生や私によるものではなく、ただ警察による犯罪があった」と言い切ります。

<<イスラム国の現状>>

イスラム国に世界中から義勇兵が集まってきているというのは事実で、私自身、30ヶ国もの出身の外国人戦士たちに会いました。欧州、インドネシアなどにはリクルートを行う現地組織も存在するようです。

しかし、今回の北大生のケースでも、これまでの取材でも、イスラム国側が日本に構成員のリクルートを働きかけているという事実は皆無です。イスラム国は世界のイスラム教徒に対して、イスラム国への移住を呼びかけていますが、イスラム国側では日本にイスラム教徒人口があると認識しておらず、従って、日本からの移住者という概念もありません。異教徒の日本人をリクルートする意志はもともとありません。イスラム国はあくまでイスラム教徒の国を作ろうとしているからです。

件の北大生は、私のインタビューに対して、「カリフ制のもと、新しい政体ができる、そこで人々が幸せに暮らしたら結果としていい」などと、気の入らないようすで答えています。イスラム国ではカリフ制の理想、理念で王道楽土が建設されているという状況とはほど遠い現状です。逆らうものは仲間でも肅正され、処刑されます。一般に、「イスラム・スンニ派の過激派組織」などと表現されていますが、同じスンニ派でも、自分たちに従おうとしなければ敵とみなされ、首を切られ、見せしめに晒しものにされます。イスラム国と理念上は全く同じサラフィ・ジハード主義の、先日までは友軍であったグループですら、同じ扱いです。

私自身はカリフ制にもサラフィ主義にも真っ向から反対の立場ですが、仮に彼らの理念に共鳴する立場であったとしても、彼らが現実に行っていることは、彼ら自身が標榜する理念に反しています。おそらく、「カリフ制」は隠れ蓑に過ぎず、世界のイスラム教徒の間にカリフの復活を待望する一種のムーブメントが起きていることを利用しているのだと思います。カリフ制の理念を実現しようとしているのでないとすると、なにを實行しようとしているのかという疑問が生じますが、これはイスラム国の出身国であるイラクの旧政権、つまり、サダム・フセイン体制のリバイバルが目的であると私は見ています。

今、イスラム国がやっていることは、

- 1) 民族的少数派クルド人、宗教的少数派のヤズィディ教徒、キリスト教徒、シーア派の徹底弾圧
- 2) 油田、ガス田などの利権の確保。確保した財を密輸出するための国境線の確保
- 3) 民衆の恐怖による統治
- 4) 携帯電話、インターネットといった通信手段の禁止による情報統制。カリフ制の宣伝による思想統制
- 5) 反対派の肅清

などであって、これらはカリフ制やサラフィの思想に合致せず、すべてサダム・フセイン体制下で行われてきたことです。

報道されていることでは、イスラム国の支配体制は、カリフを名乗るバグダディの下に側近グループがいるということですが、これらはすべて旧バース党の残党で固められており、バグダディの継ぐNo.2の地位にいるのは、サダム・フセイン政権のNo.3であったイザト・イブラヒム革命評議会副議長だそうです。

今なお、世界中からイスラム国に集まってきている義勇兵たちは、イスラム国の本来の理念とかけ離れた実態を知らず、純粹に理念に惹かれて来ているようでした。

一方、イスラム国が「イスラム国」を名乗った今年6月以前からイスラム国の支配領域で活動が続けてきた外国人義勇兵たちは、彼ら自身が夢見てきた理想と現実のギャップに気が付き始めている人たちもいます。内部から異議を唱えて、粛正された人のケースを知っています。

ニュースでは、12月4日になって、シリア内戦の犠牲者がついに20万人を超えた、と報道されました。これをもって、「イスラム国がそんなに多くの人を殺したのか」と受け止めるのは完全な間違いです。

犠牲者のほとんどは、イスラム国と対立関係にあるアサド政権による無差別市民攻撃によって生じています。イスラム国が殺害したのは、アサド政権の殺害数の20分の一以下とされます。ニュースがアサド政権の攻撃をほとんど伝えなくなり、イスラム国絡みばかりになっているのは、米国と同盟国がイスラム国攻撃を開始したからです。

義勇兵がイスラム国に流入することを世界が懸念するのは、イスラム国がアサド政権を攻撃しているからではありません。アサド政権と無関係に、彼らがシリアやイラクで人権侵害を行っているからというのが一つで、もう一つは義勇兵たちが欧米社会にテロを仕掛けるのではないかと恐れているからです。

そもそも、米国、主要国はアサド政権をシリアを代表する政府とはもはや認めず、国家承認を取り消しています。

これに対して、外事三課が今回適用しようとしている私戦予備陰謀罪は、イスラム国に参加した人間が人権侵害に関わるかどうかを全く問題にしておらず、あるいは、欧米社会や日本にテロを仕掛けるかどうかも法的には問題にしておらず、ただ、無慈悲極まりないアサド政権への攻撃を企てたかどうかだけを問題にしているところが特色です。

次々と馬脚をあらわす公安警察

市民の目フォーラム北海道 原田 宏二

1 市民が知らない警察の実態（資料 日本警察のしくみ）

- (1) 日本警察のしくみ・公安警察の位置づけと任務
- 特高警察の流れを汲む公安警察
 - 警察庁（キャリア官僚）の直轄部隊
 - 警察の裏の顔、秘密警察、その実態は闇の中
 - 共産党、過激派、右翼、労働組合、外国人、市民運動などの監視
 - 監視対象団体・個人の情報収集（スパイの獲得）
 - 起死回生の9.11（同時多発テロ）と特定秘密保護法（権限拡大・強化）
- (2) 特定秘密保護法と公安警察
- 目立つ「警察庁長官」の権限（国家警察の性格を露わに）
 - 2つの特定秘密は公安（外事）警察の業務
 - * 警察特定有害活動の防止に関する事項」（スパイ活動、政財界・マスコミ等へ諸工作、拉致事件）
 - * 「テロリズムの防止に関する事項」（国際テロ、サイバーテロ）
 - 秘密漏えい罪の捜査は公安警察（外事警察）が担当
 - 「特定秘密取扱者の適性評価」は情報収集の根拠（拡大運用おそれ）

2 馬脚をあらわした公安警察

- 警視庁外事第三課の特定秘密流出
- 岐阜県警大垣署の個人情報漏えい
- 私戦・予備陰謀の捜査？
- 京都大学問題（構内立入りと学生寮搜索）

3 国民監視の権限拡大を続ける警察

- 「安全・安心なまちづくり」のまやかし
- 警察権の限界理論の緩和の動き
 - * 警察消極の原則 * 警察公共の原則 * 警察責任の原則
 - * 警察比例の原則
- 事実上の権限拡大（警察法2条の拡大解釈～職質、検問、情報収集）
- 捜査権の拡大運用（任意同行、監視カメラ、Nシステム、指紋・写真、DNAデータ・・・）
- 捜査手法の高度化（通信傍受、会話傍受、司法取引等・・・）

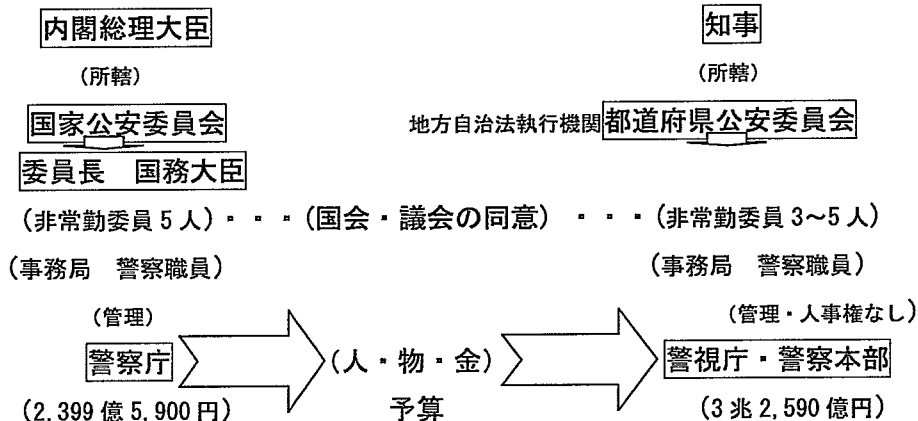
4 警察権力への監視機能を放棄

- 行政 ○ 議会 ○ 公安委員会 ○ 会計検査院（監査委員）
- 司法（検察、裁判所）
- マスコミ（記者クラブ制度の弊害）

資料

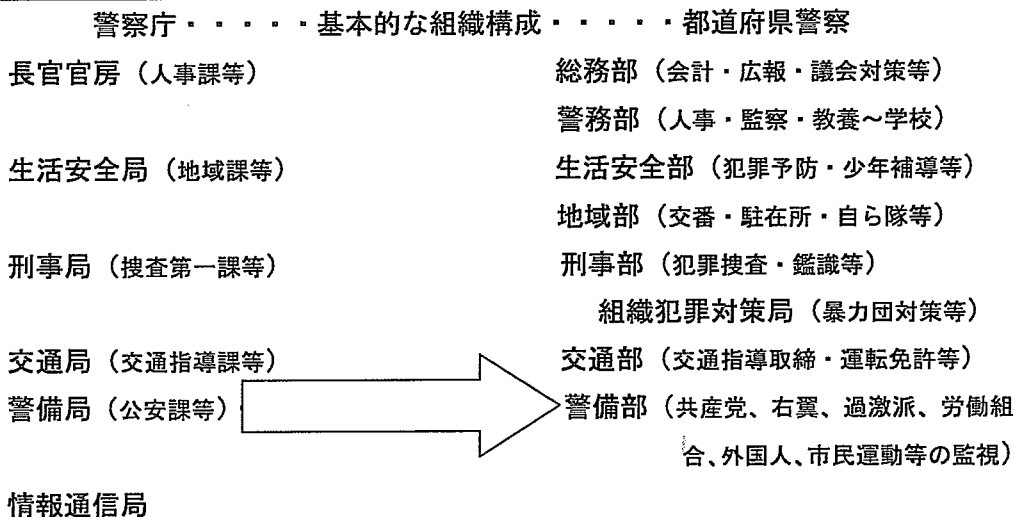
～日本警察のしくみ～

平成25年版警察白書から

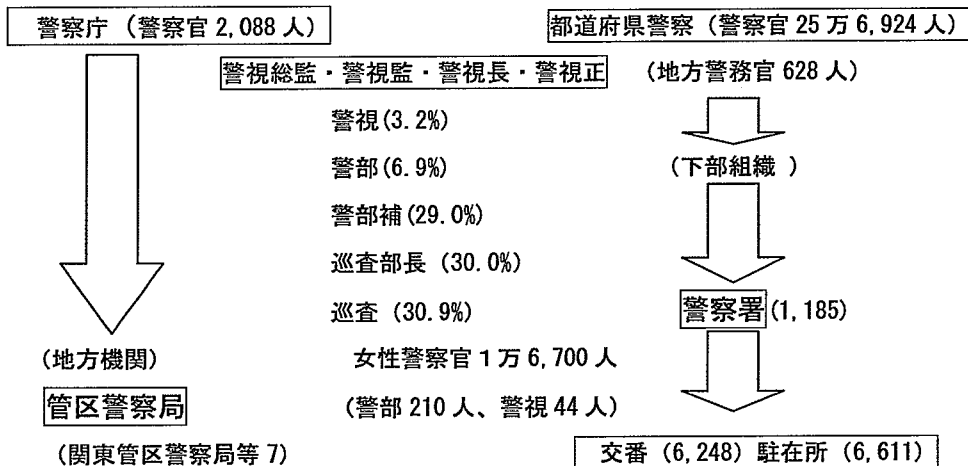


警察庁長官の都道府県警察指揮監督権 (第16条2項)

○ 制度の企画、国の予算、国の公安に係る警察運営 (大規模災害、騒乱等) について都道府県警察を指揮監督 (第5条2項・16条2項) ○ 重要事件の捜査費は国費 (第37条) ○ 緊急事態が布告されたとき、都道府県警察本部長等に命令・指揮 (第73条)



(都道府県警察の警察官の定員・階級別定員基準 警察庁決定)



特定秘密保護法と私戦予備・陰謀罪

明るい警察を実現する全国ネットワーク・清水

はじめに

特定秘密保護法は「賛成」「反対」の2つの立場でしか議論されていない。

特定秘密の範囲の広さでは1号から4号まですべて問題だが、「特定有害活動」「テロリズム」は日本語として定着していないし、法律用語にもなかった。3号、4号はこれまで日本社会で全く議論されて来なかった。法案が突然、閣議決定されてから多くの論点の1つとして議論が始まった。1号、2号以上に慎重に見据える必要がある。

担い手は公安警察

しかも、3号、4号の主な担い手は公安警察。

公安警察は刑事警察とちがって、犯罪捜査をしたことがない、しないことを当然とする人たちの集団。法解釈能力や裁判例の知識に著しく劣る。「日本社会に公安警察は必要か」と言われるくらい、やることがない、やっていることが不明。その人たちが厳格な条文解釈をして慎重に秘密指定をしてくれるか。捜査で情報が集められればよく、起訴や有罪判決を目指すことを考えていない。

検察のチェックも公開裁判手続での裁判官、弁護人のチェックもない。

そういう公安警察が3号、4号の解釈当てはめをする。信頼できるか。

特定秘密保護法の条文

(行政機関の長による適性評価の実施)

【特定秘密保護法12条】2 適性評価は、適性評価の対象となる者（以下「評価対象者」という。）について、次に掲げる事項についての調査を行い、その結果に基づき実施するものとする。

一 特定有害活動（公になっていない情報のうちその漏えいが我が国の安全保障に支障を与えるおそれがあるものを取得するための活動、核兵器、軍用の化学製剤若しくは細菌製剤若しくはこれらの散布のための装置若しくはこれらを運搬することができるロケット若しくは無人航空機又はこれらの開発、製造、使用若しくは貯蔵のために用いられるおそれが特に大きいと認められる物を輸出し、又は輸入するための活動その他の活動であって、外国の利益を図る目的で行われ、かつ、我が国及び国民の安全を著しく害し、又は害するおそれのあるものをいう。別表第三号において同じ。）及びテロリズム（政治上その他の主義主張に基づき、国家若しくは他人にこれを

強要し、又は社会に不安若しくは恐怖を与える目的で人を殺傷し、又は重要な施設その他の物を破壊するための活動をいう。同表第四号において同じ。）との関係に関する事項（評価対象者の家族（配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。））、父母、子及び兄弟姉妹並びにこれらの者以外の配偶者の父母及び子をいう。以下この号において同じ。）及び同居人（家族を除く。）の氏名、生年月日、国籍（過去に有していた国籍を含む。）及び住所を含む。）

- 二 犯罪及び懲戒の経歴に関する事項
- 三 情報の取扱いに係る非違の経歴に関する事項
- 四 薬物の濫用及び影響に関する事項
- 五 精神疾患に関する事項
- 六 飲酒についての節度に関する事項
- 七 信用状態その他の経済的な状況に関する事項

別表

三 特定有害活動の防止に関する事項

- イ 特定有害活動による被害の発生若しくは拡大の防止（以下この号において「特定有害活動の防止」という。）のための措置又はこれに関する計画若しくは研究
- ロ 特定有害活動の防止に関し収集した国民の生命及び身体の保護に関する重要な情報又は外国の政府若しくは国際機関からの情報
- ハ ロに掲げる情報の収集整理又はその能力
- ニ 特定有害活動の防止の用に供する暗号

四 テロリズムの防止に関する事項

- イ テロリズムによる被害の発生若しくは拡大の防止（以下この号において「テロリズムの防止」という。）のための措置又はこれに関する計画若しくは研究
- ロ テロリズムの防止に関し収集した国民の生命及び身体の保護に関する重要な情報又は外国の政府若しくは国際機関からの情報
- ハ ロに掲げる情報の収集整理又はその能力
- ニ テロリズムの防止の用に供する暗号

だれも予想しなかった私戦予備・陰謀罪の適用

【刑法第 93 条】外国に対して私的に戦闘行為をする目的で、その予備又は陰謀をした者は、3月以上5年以下の禁錮に処する。ただし、自首した者は、その刑を免除する。

明治時代につくられた法律だが、この条文は裁判でも捜査でも1度も使われたことがなかった。まさか使われる場面がいつかあるとは、だれも考えなかった。

それを警視庁公安部は平然と実行した

⇒ 社会的非難の集中砲火を浴びることはない！という自信

現に・・・

裁判官も、捜索差押許可状、準抗告に対する棄却決定という形でこれを許容した

裁判官が私戦予備・陰謀罪の捜査を承認したこと自体が愕きだ

警視庁は東京地検に送検するだろう

※ しかし、捜査記録すべてを検察に送ることはしない

公安警察のために集めた資料を検察と共有するつもりはないはずだ

東京地検は、公安警察に配慮して、「起訴猶予」で終わりにするだろう

「犯罪不成立」「嫌疑なし（不十分）」で不起訴にすることはないだろう

検察も公安警察の暴走の歯止めにはならない

マスコミの集中砲火的非難報道はない！

それどころか、批判的な報道は朝日新聞がわずかにやっているだけで、ほとんどが沈黙

毎日新聞（10月30日）、読売新聞（11月23日）は公安警察に迎合している

- ・記事の基本（5W1H）がなっていない
- ・裏づけ取材がないか、言葉尻
- ・公安部にもらったネタをそのまま記事にしている
- ・デスクがチェックしていない

これがマスコミ報道の現実

特定秘密保護法の別表3号、4号でも

公安警察は、特定秘密保護法の解釈運用でも、私戦予備・陰謀罪事件捜査と同じように自由に振る舞うだろう

裁判官、裁判所、検察庁、マスコミも同じようにこれに追従するだろう

⇒ 言論の自由に対する抑圧はない

あるのは権力への迎合